

「健康サイクリング事業所」認定事業実施要項（案）

1 事業目的

「自転車通勤の推進」や「自転車利用五則の遵守」などを実践、宣言できる県内の事業所、団体等（以下、「事業所等」という。）を「健康サイクリング事業所」に認定し、日常生活に自転車利用を取り入れた生活による健康づくりとスポーツ実施率の向上及び交通マナーの遵守の促進を目的とする。

2 実施主体

徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課

3 事業概要

認定基準を満たした事業所等に「自転車利用促進・交通マナーアップ宣言書」を配布し、従業員の健康増進及び交通マナーアップのために事業所等全体で運動に取り組むことを促進する。

4 認定基準

- （１）自転車通勤及び自転車利用を促進している。
- （２）自転車利用五則及び交通規則の遵守に取り組んでいる。
- （３）従業員が自転車を利用できるよう自転車を保有している。
- （４）安全講習会等を年１回以上開催、または開催しようとしている。
- （５）上記（１）から（４）の取組を推進していきたい事業所等。

5 認 定

認定は、認定基準を３項目以上満たしている事業所等に対し、徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課が行う。認定後、認定した事業所等に対し、宣言書を交付する。

事業所等の名称、所在地、認定基準に変更があった場合、認定変更届出書（様式２）により、速やかに徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課まで報告する。

6 期 間

初年度に限り、認定した日から３月３１日までとし、更新しない旨の意思表示がない限り、以降、１年間毎に自動更新する。辞退する場合は、認定辞退届出書（様式３）により、速やかに徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課まで報告する。

7 広 報

自転車王国とくしまホームページにて、認定事業所等を紹介する。

8 取組の効果

- （１）事業所等の健康づくり活動の促進
- （２）事業所等の交通マナーアップの促進
- （３）自転車利用の促進
- （４）脱炭素社会の推進

9 そ の 他

本事業の実施に当たっては、各関係機関と連携・協力しながら推進していくこととする。

実施手順

- （１）事業受託者から、事業所等に働きかけを行う。
- （２）認定申請書（様式１）を事業受託者が取りまとめ、もしくは県に直接申し込む。
- （３）県による審査を経て、認定事業所等情報を事業受託者へ送付。
- （４）事業受託者から認定先へ宣言書配布。
- （５）自転車王国とくしまHPへ順次掲載。